

原案可決

全会一致

第1号発議案

新潟県がん対策推進条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年2月19日

提出者	尾	身	孝	昭	小	島	義	徳	佐	藤	純
	桜	井	甚	一	小	林	林	一	西	川	吉
	佐	藤	莞	爾	岩	村	良	一	沢	野	修
	皆	川	浩	平	齋	藤	隆	景	金	谷	彦
	江	口	俊	一	早	川	吉	秀	木	村	男
	中	原	八	一	柄	沢	正	三	中	野	洸
	小	川	和	雄	小	野	峯	忍	目	黒	文
	村	松	二	郎	小	野	憲	生	帆	荻	治
	三	林	碩	郎	上	村	元	司	長	津	三
	天	井		貞	佐	藤		彦	種	村	光
	西	川		勉	石	井	佳	修	東	山	芳
	高	橋		正	三	富	康	一	星	野	英
	嵐		嘉	明	布	施		正	斎	藤	伊
	塚	野		弘	長	部	芳	登	樹	口	佐
	米	山		昇	小	山		元	宮	原	喜
	志	田	邦	男							敏
											典
											行
											子

新潟県議会議長 渡辺 惇 夫 様

新潟県がん対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、県民の疾患による死亡の最大の要因ががんであり、がんが県民の健康及び生命にとって重大な問題となっている現状にかんがみて、科学的な知見に基づく十分ながん対策のための医療（以下「がん医療」という。）の提供を図り、がんの治療のみならず、検診によるがんの早期発見及び予防の充実のためにがん対策を推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、第5条から第11条までに定めるがん対策に関し、国及び市町村との連携を図りつつ、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。

(保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防又はがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、地方公共団体が講ずるがん対策の推進に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、必要に応じてがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がん情報の収集と提供)

第5条 県は、がん患者の罹患、転帰その他の状況等がん医療に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民に対して、がん医療に関する様々な情報の提供に努めるものとする。

3 県は、新潟県立がんセンター新潟病院をはじめ医療機関が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のための必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防の充実)

第6条 県は、がんの予防を進めるため、次に掲げる取組を推進するよう努めるものとする。

(1) 女性固有のがん及びがんの好発年齢を考慮したがん予防の正しい知識の普及

及びがん検診受診率の向上のための啓発

- (2) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修
- (3) 受動喫煙の防止のための多数の者が利用する施設における分煙の促進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防のための必要な取組

(がん医療の充実)

第7条 県は、県民に質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる取組を推進するよう努めるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院（厚生労働省が定める指針に基づいて、厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。）の整備の促進
- (2) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び他の医療機関の相互の連携及び協力の促進
- (3) 医療機関におけるがん医療の体制強化を支援するための必要な取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療向上のための必要な取組

(骨髄移植の促進)

第8条 県は、白血病等血液がんの有効な治療法である骨髄移植を促進するため、保健医療関係者と連携して骨髄バンク事業の普及啓発、骨髄提供希望者の登録受付業務等必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 県は、がんに伴う身体的又は精神的な苦痛、社会生活上の不安軽減等を目的とする医療、看護及びその他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるように努めるものとする。

- (1) 緩和ケアに関する専門知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (2) 在宅で適正な緩和ケアを受けることができる体制づくりの支援
- (3) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体の連携の強化
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内における緩和ケアの充実のための施策

(患者団体等の活動支援)

第10条 県は、がん患者、その家族等で構成される民間団体が行う患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動の支援に努めるものとする。

(県民運動)

第11条 県は、保健医療関係者と連携してがん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための活動を全県民を対象として展開するものとする。

2 県は、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるため、がん征圧月間を設けて、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原案可決
全会一致

第2号発議案

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者 議会運営委員長 中野 洸

新潟県議会議長 渡辺 惇 夫 様

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第10条 費用弁償の支給方法については、この条例で定めるもののほか、 <u>県職員</u> に対する支給の例による。	第10条 費用弁償の支給方法については、この条例で定めるもののほか、 <u>県吏員</u> に対する支給の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

原案可決
全会一致

第3号発議案

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者 議会運営委員長 中野 洸

新潟県議会議長 渡辺 惇 夫 様

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例（昭和31年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生環境委員会 15人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 防災局の所管及びこれに関連する各種の事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 建設公安委員会 15人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>交通政策局の所管及びこれに関連する各種の事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生環境委員会 15人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 建設公安委員会 15人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>港湾空港交通局の所管及びこれに関連する各種の事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

原案可決

全会一致

第4号発議案

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の
公開に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者 議会運営委員長 中野 洸

新潟県議会議長 渡辺 惇 夫 様

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の 公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資産等報告書等の提出）</p> <p>第2条 新潟県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により新潟県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた新潟県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、新潟県議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 有価証券（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株主の銘柄及び株数）</p>	<p style="text-align: center;">（資産等報告書等の提出）</p> <p>第2条 新潟県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により新潟県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた新潟県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、新潟県議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>金銭信託</u> <u>金銭信託の元本の額</u></p> <p>(6) 有価証券（<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株主の銘柄及び株数）</p>

<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から施行する。

原案可決
全会一致

第5号発議案

有機農業の振興に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者 産業経済委員長 金谷国彦

新潟県議会議長 渡辺惇夫様

有機農業の振興に関する決議

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減するものであり、また、安全な農産物に対する消費者の需要に対応したものであるが、わが国における取組や理解は未だ十分とはいえない状況にある。

こうした状況を踏まえ、有機農業推進の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体が生産、流通、消費それぞれの側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、わが国における有機農業の確立とその発展を目指すため、昨年12月に「有機農業の推進に関する法律」が施行されたところである。

しかしながら、慣行農業を長年実施してきた大多数の農業者にとって、有機農業への急激な転換は、困惑と混乱が懸念されるため、有機農業を頂点とした環境保全型農業技術の段階的な導入を推進していく必要があり、県として新技術の開発、栽培マニュアルや実証ほの設置等による適切な指導、助言を行うとともに、消費者の有機農業に対する理解促進を図ることが求められる。

よって本県議会は、食糧供給県として、農産物の安定供給に配慮しつつ、食の安全・安心の確保という国民ニーズに応えるとともに、環境負荷軽減を図るため、有機農業の振興に向け県民挙げての取組を期待するものである。

以上、決議する。

平成19年3月22日

新 潟 県 議 会

原案可決
全会一致

第6号発議案

原子力安全規制体制の更なる充実・強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者 厚生環境委員長 岩村良一

新潟県議会議長 渡辺惇夫様

原子力安全規制体制の更なる充実・強化を求める意見書

東京電力による法定検査データの改ざん等の一連の不正事件は、これまで国の原子力政策に協力してきた本県並びに立地地域の信頼を大きく失墜させたが、一方で、国の規制当局が長年にわたる事業者の不正行為を把握できなかったことは、現行の原子力安全規制体制がその機能を十分発揮できなかったものであり、国民の国に対する不信感は極めて強くなっている。

国民の原子力に対する信頼の最後のより所は、事業者を規制・指導する立場にある国の安全規制体制であり、これを立て直すこと抜きには原子力に対する信頼の回復はあり得ない。

よって国会並びに政府におかれては、原子力発電所の安全性の確保と信頼性の確立並びに立地地域住民の不信と不安の一日も早い解消を図るため、保安・検査体制の更なる充実・強化に努めるとともに、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離・独立を含めた原子力安全規制体制の在り方について早急に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日

新潟県議会議長 渡辺 惇 夫

衆議院議長	河野 洋平 様
参議院議長	扇 千景 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
経済産業大臣	甘利 明 様
資源エネルギー庁長官	望月 晴文 様
原子力安全・保安院院長	広瀬 研吉 様

原案可決
全会一致

第7号発議案

がん対策の推進強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者 厚生環境委員長 岩村良一

新潟県議会議長 渡辺惇夫様

がん対策の推進強化を求める意見書

昭和59年に「対がん10か年総合戦略」が施行され、平成16年度から第3次総合戦略がスタートしている。

平成19年4月から「がん対策基本法」が施行されるが、がんは、わが国における死亡者全体の3割を超え、死亡原因の第1位となっており、これまでの国によるがん対策が功を奏しているとは言い難い状況にある。

また、現在、年間30万人を超えるがん死亡者数は、このまま推移すれば14年後の平成32年には、45万人に増加するとの専門家の指摘もある。

さらに、わが国の予防・検診及び治療を含むがん対策は、病院や地域によって大きな格差が生じている。

よって国会並びに政府におかれては、喫緊の課題として、がん医療の全国均一化を保証し、医療技術の地域格差是正を図り、罹患率と治癒率の改善を推進するため、下記の施策を早急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 がん医療の地域間及び病院間格差の解消
 - 2 人口に応じた「がん診療連携拠点病院」の整備
 - 3 海外で認可され、国内では未承認であり薬価収載されていない薬剤等の使用に係る速やかな体制整備
 - 4 緩和ケアに関する医療整備と患者支援の充実
 - 5 粒子線治療など先進医療に係る費用の早期の保険適用
 - 6 国におけるなお一層のがん研究の開発と臨床応用の推進
 - 7 生活習慣の改善を国民運動とし、がん予防の積極的推進
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日

新潟県議会議長 渡辺 惇 夫

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	扇 千 景 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	尾 身 幸 次 様
厚 生 労 働 大 臣	柳 澤 伯 夫 様

原案可決
全会一致

第8号発議案

WTO農業交渉における意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者 産業経済委員長 金谷 国彦

新潟県議会議長 渡辺 惇夫 様

WTO農業交渉における意見書

昨年7月以降中断していたWTO農業交渉は、2月に正式に再開され、現在、米国、EU、ブラジル、インドなど主要国・地域は個別協議を積極的に進めている。

また、わが国も食料純輸入国グループだけでなく、EUやインドとの連携強化を検討していると聞いているが、状況によっては急展開することも予想される局面になっている。

このような中で、農林水産省が、先般明らかにした「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響について」によれば、国内の農業生産額が約3兆6千億円減少し、食料自給率は10%台前半まで低下すると試算されており、まさに、交渉結果によっては、わが国農業は壊滅的な打撃を被ることが懸念される。

特に、農業を基幹とする本県にとっては、米など重要な農産物に甚大な影響を与えることはもとより、関連産業を含め地域の経済全体にも大きな影響を与えることは必至である。

よって国会並びに政府におかれては、WTO農業交渉にあたり、食料安全保障や農業の多面的機能の確保などを基本としたわが国の主張の実現に向けて、特に下記事項が反映されるよう、確固とした姿勢で取り込まれることを強く要請する。

記

- 1 各国の農業をめぐる条件の違いを無視する上限関税の設定は断じて導入すべきではないこと。
 - 2 米など重要品目については、その数を十分確保するなど適切な国境措置を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日

新潟県議会議長 渡辺 惇 夫

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇 千景様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	松岡利勝様
経済産業大臣	甘 利 明 様

原案可決

全会一致

第9号発議案

新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年3月22日

提出者	佐藤純	中野	洗	沢野	修
	早川吉秀	柄沢正三	小野	峯生	
	帆苺謙治	長津光三郎	米山	昇	
	小山芳元	竹山昭二	市川	政	広
	宮原典子	志田邦男			

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 渡辺惇夫様

新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟県政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(収支報告書)</p> <p>第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記第1号様式又は別記第2号様式により年度終了日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>2 会派が消滅した場合には、当該会派の代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記第1号様式により消滅した日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議員が任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、当該議員であった者（死亡による場合にあつては、その相続人。以下同じ。）は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記第2号様式により議員でなくなつ</p>	<p>(収支報告書)</p> <p>第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記第1号様式又は別記第2号様式により年度終了日の翌日から起算して<u>20日</u>以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>2 会派が消滅した場合には、当該会派の代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記第1号様式により消滅した日の翌日から起算して<u>20日</u>以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議員が任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、当該議員であった者（死亡による場合にあつては、その相続人。以下同じ。）は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記第2号様式により議員でなくなつ</p>

た日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならない。

- 4 前3項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第13条 第10条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しは、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対して、前項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求することができる。

た日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第13条 第10条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 次に掲げるものは、議長に対して、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する個人
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に存在する会派又は在職する議員であって、当該議員の任期が満了する日の翌日において消滅した会派又は議員でなくなった者に施行日以後に交付した政務調査費については、なお従前の例による。